

常勤役員選考委員会廃止

この度令和8年2月1日をもって、常勤役員選考委員会規則を廃止し、任期途中であった5名の常勤役員選考委員に解嘱通知を発出しました。概要は、次のとおりです。

【経緯】

当財団は平成24年に一般財団法人に移行した際に、主務官庁である内閣府公益認定等委員会事務局の指導を受け、いわゆる「天下り問題」への対応の一環でもあるという位置づけで常勤役員の選任過程の透明化を確保するため、常勤役員選考委員会規則を制定した。具体的には、常勤役員選考委員5名による同委員会決議で常勤役員を選任し、都度公表してきた。

【現制度】

準拠すべき一般社団法人及び一般財団法人に関する法律には、常勤役員の選任過程の透明化に関する規定は特にない。

また、定款上役員とは、理事及び監事を指し、評議員会の決議をもって選任される。その前段階として、理事会で役員の適任者候補の決議を行い、評議員会へ推薦する。その際、常勤役員については、別途常勤役員選考委員会により決議される。さらに、評議員会で選任された役員の中から、法人運営の中核をなす代表理事及び業務執行理事の選定は、別途理事会で決議する流れとなっている。

【廃止理由】

以上のように、常勤役員選考委員会を廃止しても、理事会の推薦、評議員会の決議によって常勤役員の選任過程の透明性は確保されている。加えて、適正な法人運営の一助となる事務合理化にもつながるものである。